

2019年4月施行予定！

# 『働き方改革関連法改正』の 最新情報と「いま」企業が取べき対策

～労働時間上限規制・年休取得義務化・同一労働同一賃金など企業に求められる対策を徹底解説～

2018年4月、働き方改革関連法案が国会に提出されました。労働時間上限規制や年休取得義務化、同一労働同一賃金等、どれも企業にとって非常に大きな影響のある改正であり、今や人事労務管理の抜本的な見直しを迫られる新時代に突入していると言えます。

そこで、本セミナーでは、労働局および労働基準監督署で労働基準監督官と共に4年にわたり、企業の働き方改革を支援してきた社会保険労務士が、気になる法改正の最新情報と企業に及ぼす影響、さらに平成30年度の労働基準監督官による調査方針のポイント等について、「いま」求められる対応策を実例を挙げて徹底解説いたします。



**日時** 平成30年7月27日(金) 13:30～16:30

**会場** 和歌山ビッグ愛 1203 (和歌山市手平 2-1-2)

**受講料** 会員 3,000円 一般 5,000円

**定員** 定員20人 (定員になり次第締め切ります)

## セミナーのポイント

1. 今回の働き方改革関連法案提出の経緯と概要
2. ほぼすべての企業において対応が必須！  
施行まで約8カ月しかない「年休取得義務化」
3. 注目の「労働時間の上限規制」と  
企業が取べき過重労働対策
4. 本年6月1日の長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件の最高裁判決を受けて、同一労働同一賃金はどうなる？
5. 法改正対応スケジュールと起こすべきアクション

## 講師

平松 利麻 氏

(トラヴェシア社会保険労務士事務所代表)



社会保険労務士、産業カウンセラー。  
厚生労働省 和歌山労働局で4年間、労働基準監督官と共に労働時間削減や年休取得率向上等、県下企業の働き方改革に従事。産業・法律・行政と1人で3つの視点を持つ特長を活かし、セミナーからコンサルティングまで全国各地で幅広い活動を行っている。  
国立大学法人和歌山大学非常勤講師(H26・27・28年度) 著書に「事例でわかる外食・小売業の労務戦略(共著：レクシスネクシス・ジャパン・2015年)」など。

和歌山県経営者協会 (担当：津田)



和歌山市十番丁19番地 Wajima 十番丁ビル3階  
TEL: 073-431-7376 FAX: 073-422-0416  
E-mail: tsudak@w-keikyo.com

セミナーお申込み FAX: 073-422-0416 (和歌山県経営者協会)

▼ 下記にご記入の上、このままFAXにてご送信下さい ▼

事業所名	
受講者氏名	所属・役職
TEL	メールアドレス (受講票送付先)
受講料について (○印)	① 当日持参 ② 銀行振込 銀行振込の場合は開催日前日までに下記口座にお振込みください。 紀陽銀行 本店営業部 普通預金 №45306 和歌山県経営者協会
メルマガ登録 月1回、経営者協会が開催するセミナーや就職フェアの情報をメルマガ配信しております。 配信を希望しない場合は右欄にチェック(レ点)をお願い致します。	<input type="checkbox"/> 配信を希望しない
事前質問欄 (セミナーに関する質問がございましたらご記入ください。)	

※ メールにて受講票をお送り致しますので、メールアドレスは忘れずにご記入ください。

※ メールでのお申込みの方は同内容を記載のうえ (tsudak@w-keikyo.com) までお送りください。

※ 申込書に係る個人情報については、県経営者協会の個人情報保護管理規定等に基づき、厳正に管理させていただきます。